

平成28年度

# 子育て支援員研修の 第1期受講者を募集



平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、地域の保育や子育て支援の担い手となる人材が、ますます求められています。そこで、市では「子育て支援員」を認定するための研修を実施します。認定されると、保育士等の資格がなくても、保育や子育て支援などの仕事をする事ができます。

育児経験を生かしたい方など、多くの方の受講をお待ちしています。

## 子育て支援員とは？

国が定めた研修を修了し、保育や子育て支援分野の仕事に必要な知識や技能などを修得したと認められた方のことです。国家資格ではありませんが、市が全国共通の「子育て支援員」に認定します。

## 研修の内容は？

次の3つの専門コースの研修を2回（第1期・第2期）実施します。

- ①地域型保育コース（各35人）  
保育所や小規模保育事業所などで、児童の保育などに従事
- ②一時預かり事業コース（各25人）  
保育所や幼稚園で、保護者の急病などで一時的に家庭での保育を受けられなくなった児童の預かりに従事
- ③放課後児童コース（各20人）  
留守家庭児童会などで、放課後児童支援員の補助者として従事

## 受講方法などは？

保育や子育て支援などの仕事に関心があり、その分野で働くことを希望する方なら誰でも受講できます。※第1期の研修日程は下の表のとおり。第2期は来年1月を予定。

ところ 子ども総合相談センター（10の11）

受講料 無料（コースによってはテキスト代や実習費用が必要）

## 第1期の研修日程（時間は午前9時～午後6時を予定）

※各コースとも全日受講する必要があり、修了後に修了証書を交付します。

コース名	基本研修	専門研修
①地域型保育コース	10月13日(木)	10月14日(金)・17日(月)・18日(火) 見学実習（保育所等で実施） ＝10月19日(水)～11月2日(水)のうち2日間
②一時預かり事業コース		10月14日(金)・17日(月)・19日(水) 見学実習（保育所等で実施） ＝10月20日(木)～11月2日(水)のうち2日間
③放課後児童コース		10月20日(木)・21日(金)

## 【詳細】こども育成課

☎25・9106

ページに掲載。

詳しくは、市のホームページに



※申込多数の場合は抽選。  
送または直接、同課  
第二庁舎5階）や市のホームページなどにある受講申込書に記入し、郵  
申込期間 8月19日(金)～9月15日(木)  
(当日消印有効)  
申込方法 こども育成課（7の10

保育の仕事  
しませんか



## 留守家庭児童会の支援員を募集

**募集内容** 常勤支援員と代替（パート）支援員。いずれも嘱託職員

**対象** 保育士資格、社会福祉士資格、教員免許等を持っている方

**勤務時間** 主に放課後、土曜日、小学校の長期休業期間中の週数日。いずれも5時間程度

**その他** 採用に当たり、面接あり

【申込】 こども育成課 ☎25・9127

## 保育士として働きませんか

市では、待機児童解消のために、認可保育所の増改築による定員増などに取り組むとともに、保育士確保のための処遇改善も進めています。保育士資格を持っていて、働いてみようと思う方は、ハローワーク旭川のホームページに掲載されている保育士の求人情報をご覧ください。



【詳細】 ハローワーク旭川（☎51・0176 部門コード41#）、こども育成課（☎25・9844）